

県土整備局の新技術発表会に関する実施要領

1. 目的

本要領は、民間事業者等が開発した新技術を、県土整備局等で情報を共有することを目的とした、県土整備局の新技術発表会（以下「新技術発表会」という。）を開催するための事項を定めるものである。

2. 新技術の定義

新技術発表会が対象とする「新技術」は、民間事業者等が開発した、従来技術^{*}と比べ、経済性や施工性等において活用効果の高い材料、製品、工法等で、以下の全てに該当するものとする。

※従来技術とは、県の標準積算基準書や共通仕様書等で規定されているものをいう。

- (1)各種共通仕様書等の基準を満足し、神奈川県県土整備局における公共事業で導入が可能なもの
- (2)公共事業での活用実績を有するもの

3. 新技術発表会

新技術発表会は、新技術を開発した民間事業者等が、県土整備局職員、市町村職員、建設業関係者に対して、新技術の内容を説明し、参加者と意見交換する場として設ける。

4. 新技術発表会の事務局

県土整備局都市部技術管理課とする。

5. 新技術発表会開催の流れ

- (1)民間事業者等は、県の HP より応募様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、事務局にメールにて応募する。
- (2)事務局は、応募様式の内容に記載漏れがないか確認する。また、従来技術と新技術を総合的に比較するとともに、県土整備局内のニーズに即したものであるかを確認することにより、発表会に出展可能か判断し、応募者に発表会への出展の可否をメールにて通知する。
- (3)事務局は、新技術発表会の開催にあたり、県土整備局職員、市町村職員、建設業関係者に周知するとともに、出展者に通知する。
※出展に係る資料の作成は、応募者が行う。
- (4)開催実績及び発表内容は、県の HP にて公表する。

6. 開催の頻度

公募は通年で県の HP にて行い、応募状況に応じて年1～2回程度開催する。

7. その他

新技術発表会は、神奈川県が技術の認定等を行うものではない。

附則

この要領は、令和元年 6月 3日から施行する。